

法学研究科教授水野忠恒君及び慶應義塾大学経済学部教授土居丈朗君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいというふうに存じますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますと、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いをいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず森信参考人にお願いいたしま

○森信参考人 中央大学の森信でござります。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から、税制改革につきましての意見を述べさせていただきたいと思います。お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、基本的にはこれに沿つてお話をさせていただきたいというふうに思います。

私は常々、税制を考えるに当たつて二つの大きな柱があるというふうに考えております。

一つは、政府の規模をどの程度にするかという観点からの税制改革、これは基本的には受益と負担、受益が大きければ負担もそれに伴つて大きくなる、あるいは受益が小さければ負担も小さくなる、いいじやないかというふうな議論だと思いま

の中で我が国の経済社会がどのような問題を抱えている、それに対してもう一つの税制を考えいくべきか、これは私の言葉で言えば、あるべき税制はどうあるべきかというふうなことだと思います。

つまり、財源調達機能としての政府の規模としての税制改革の問題と、それからグローバルな世の中に的確に対応していくための税制のあり方、この二つを基本的には分けて考えながら、最後には、同じ税制ですから一緒に考えていくというふうなことが必要ではないかというふうに思います。

こう申しましたのは、世の中の議論がどうしても、税制といいますと消費税の議論につながりまして、そこで実は議論がとまってしまうということが過去往々ありました。そういうことから、あるべき税制の姿というものは消費税の増税ということと切り離して考えて、最後にはもちろん、同じ税制ですからあわせて考えていくというふうにすべきではないかというのが私の基本的な立場でございます。

今資料をお配りしておりますが、一ページ目でございます。

そういつた状況の中で、では我が国としてどういうふうな税制を考えるべきかといったときに、我が国は既にグローバルな経済の中に取り込まれているということの認識が重要だと思います。グローバルな経済といいますのは、わかりやすく言えば、人も物も金も、さらに今、企業の価値とも言えるかもしれないが無体財産権、そういうたらるものも自由に動き回る、こういった経済社会の中で我々が活動しているんだということでござります。

では、そのグローバルな経済のもとでどんな問題が起きているかということで、課題を五つ整理させていただきました。

一つは、所得格差の拡大と貧困問題。これはやはり、冷戦後の国際競争の激化の中で中進国から安い商品が先進国に入ってくる、そうすると低ス

キルの労働代替が起きまして、どうしても企業としては、正規雇用を非正規雇用にしていつたりということに対応していくかざるを得ない、そういう中で所得格差の拡大と貧困の問題が出てきているということです。

それから二番目は、税の引き下げ競争。これも特にヨーロッパで激しいんですが、冷戦後の、特にEUの域内が拡大しましたから、かつての東欧圏、こういったところが法人税率を引き下げ、ドイツとかフランスとかから企業を呼び寄せて、そこで雇用を確保しよう、あるいは所得税で稼いでいこうというふうな形での法人税の引き下げ競争が激化しております。これは後で申し上げたいと思います。

それから同時に、今度は高所得国の企業の行動として、法人所得を低税率国へ移転していくという、これは決して非合法という形ではありませんで、むしろ合法ないわゆるタックスプランニングとしてそういうことが行われております。例えば、低税率国に持ち株会社をつくり、そこにいろいろな世界各地方に散らばる法人の収益を集めさせていく、そういう形でのタックスプランニングが進んでいるということでございます。

それから三番目でございますが、個人の富裕層の所得、これが租税回避地 タックスヘイブン国ですね、こういったところにやはり回避が進んできている。

これは目に見えませんので、なかなかこれだというふうにわからないんですねが、例えば有名な例としまして、リーマン・ショックのときに世界的に問題になりましたのは、タックスヘイブンにたまたまささまざまなもので、資金が、いわゆるサプライムローンの証券化した商品に回って、それがバブルを大きくしたというふうなことがあって、それ以降、タックスヘイブン対策で、国際的にタックスヘイブン対策を共通して講

じなければいけないじゃないかというふうな状況になつております。それから四番目に、そういうような状況の中で、しかし政府は、高齢化に伴い増大する社会保障費用というものを確保しなければいけない、それと同時に経済の活力も保持しなければいけないという難しい選択を迫られているわけでございます。それから最後に、五番目に、これは今の中高齢化のための、社会保障のための財源確保というだけではなくて、さらに穴があいた危機的な財政の赤字への対応としての税収の問題が出てきているというふうなことでございます。それでは次のページに行きたいと思いますが、次のページは、そういうした状況のもとで税制はどうあるべきか。これはやはり日本独自で考えていく分野もなきにしもあらずと思いますが、基本的にはやはり世界の税制の大きな流れの中で考えていかなければ、一国だけ異なる税制を構築していくなどということはなかなかできにくい状況にあると思います。

ここに、今の五つの問題に対しても私なりの考え方を整理させていただいております。

一番最初は、格差、貧困問題。これにつきましては、「税制と社会保障の一體化による低所得者対策としての勤労税額控除」と書いてあります、いわゆる給付つき税額控除でございます。そういう意味で、民主党の考え方であります所得控除から税額控除へ、税額控除から給付つき税額控除へ、さらには手当へというこの考え方の流れにつきましては、私は全面的に賛成するものでございます。

ただ、この給付つき税額控除というのは、単にお金を与えるという思想ではございませんで、ワークフエアという、働くことによって給付がふえていく、働くことによって老後の生活を豊かにしていく、そういう政策でございまして、これはよくイギリスで言われておりますが、セーフティーネットからトランポリンへ、つまり政府

は、上からこぼれ落ちてくる人を受けとめるためのセーフティーネットを張りめぐらすというだけではなくて、というか張りめぐらすのではなくて、むしろ一度、こぼれ落ちたと言うと失礼ですが、そういう人たちをもう一度市場経済に押し出していくというトランポリンの役割を持つべきだ、その一つのツールが給付つき税額控除、勤労税額控除だというふうに考えております。そういう意味で、私は所得税の累進機能の再構築が必要だというふうに考えておりますが、それは、この給付つき税額控除で、今貧困、格差の問題で困っている低所得者層への対策として、これを政策として補うことによって、全体の累進機能の確保あるいは活用を図るべきだというふうに考えております。

それから二番目の、法人税の引き下げ競争でございますが、これは私は、課税ベースの拡大とセットで日本も法人税率の引き下げる、しかし課税ベースを拡大していく必要だというふうに思います。これにつきましては資料をつけておられますので、簡単にちょっと資料だけ見ていただきたいと思います。

三番目、これは全部OECDの分析をとりましたので英語で恐縮ですが、法人税の表面税率、法定税率、この推移でございます。この二十年に大体十数ポイント、法人税の表面税率がどんどん下がっております。特にこの十年で大体一〇ポイント下がったという分析があります。日本も、この二十年をとれば下がってはいるんですが、この十年では下がっておりません。今、日本とアメリカだけが四〇という水準にあります。この間にありますのは二〇〇六年でございますけれども、今ドイツは四〇から一〇ポイント下げて三〇になります。

次のページをお開きいただきたいんですが、実は表面税率を十数ポイント下げているんですけど、特にこの十年で一〇ポイント下げておりますが、法人税収のGDPに占める割合は落ちていない、

むしろ上がっているんですね。ここに書いてあります、九四年と二〇〇四年を比べますと、法人税収のGDP比はむしろふえております。
それから、次のページでございますが、今はGDP比をとりましたが、今度は税収に占める法人税収の割合がございます。これもこの十年でふえております。つまり、税率を引き下げたけれども、結果的に法人税収はGDP比でも税収の中に占める割合もふえているということが見てとれるわけです。

それで、最後のページでございますが、では、何でそんなことが起きるのかということで、これはOECDの分析を私なりに整理したものでございます。このGDP分の法人税収というものを三つに分けまして分析をしております。

結論だけ申し上げますと、一つは一番下の三行でございますが、税率の引き下げ競争といつても、各国とも課税ベースは広げているということです。特にドイツとかイギリスとか、それから、ついことしスウェーデンが下げましたけれども、これも基本的には課税ベースを広げて税率を下げていますから、基本的に税収は傷んでいない。傷んでいないどころか、二番目、三番目、特に個人から法人へのシフト、あるいは三番目が重要でございますが、個人のアントレプレナーシップというものがわき起こりまして、新規起業というものが起きて、それが結果的には増収につながっている。言つてみれば、活性化が原因になつてているということでございます。

つまり、この三つが合わさって先ほどのような法人税のパラドックスと言われているものが起きてるので、私は、これはもう少し先の話かもしれないが、こういった法人税率を、課税ベースを広げながら下げていくという改革が必要だというふうに思つております。

次ページをお開きいただきたいんですが、実は表面税率を十数ポイント下げているんですけど、特にこの十年で一〇ポイント下げておりますが、法人税収のGDPに占める割合は落ちていない、

得税の最高税率を引き下げてきたというふうな動きがあります。それから情報交換協定の締結、租税回避の防止措置。ただ、これは幾ら法律で決めたが、現実が先に行くことがあります。なかなか難しい問題だと思います。

四番目、高齢化に伴う社会保障費の増大。これは、先進各国はやはり今、所得税というよりは消費税を中心に引き上げるという対応をしてきております。

以上を総合しますと、税制としてあるべき姿というのは、やはり公平というものの、これと効率といいうもの、活力とか成長とかと言つてもいいかもしませんが、これをうまくバランスをとりながら世界各国がそれなりにやつてきている。こういった流れの中で、我が国も税制改革を考えていらっしゃるが、これふうに思つております。とりあえず、以上で私の話は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○水野参考人 ありがとうございました。(拍手)

○水野参考人 ただいま御紹介いただきました水野でございます。十五分ほどお話をさせていただきます。

今回のテーマは専ら税制改正法案ということです、私も法案をいただきまして、特に例年にも増して非常に分厚いといいますか、本当に昔あつた電話帳ほどの改正法案と対照表、この委員会にお持ちしようかと思いましたけれども、やはり多く見ることはないだろうと思いまして、失礼させていただきました。

意見陳述項目としてごく簡単なことを挙げております。専ら、今回税制改正の目玉のようなものについてそれをお話をさせていただきたいと思っております。

最近は非常に便利になりました、例えば平成十二年度税制改正のポイント、いわゆる税制改正大綱、これの後ですけれども、概要がホームページから拝見できます。さらに、そのポイントと法的な後の租税回避の問題は、これは所得税の問題ですが、各國は課税ベースを拡大しつつ所

これはもう少し後になりますけれども、六月の時点で「改正税法のすべて」といった非常に詳細なものが出てまいりますけれども、それまで待つていいわけにはいきませんのでこの場でお話をさせていただきたいたいと思います。

非常に一般的に申しまして、今、森信参考人が税制を取り巻く状況など幅広いお話をいただきましたが、私の方は、もともと租税法というものを専攻しておりますので、多少細かいところに目が參りましたので、それに沿つてお話をさせていただきたいたいと思います。

ただ、全体的な印象でございますけれども、とにかく歳入が三十五兆という、ちょっと今までに比べじやないかと、いうふうに思つております。それでも、これが基本的には課税ベースを広げて税金を下げていますから、基本的に税収は傷んでいません。傷んでいないどころか、二番目、三番目、特に個人から法人へのシフト、あるいは三番目が重要でございますが、個人のアントレプレナーシップというものがわき起こりまして、新規起業というものが起きて、それが結果的には増収につながっている。言つてみれば、活性化が原因になつてているということでございます。

今回、テー

的な公平性と効率性ということでいえば、消費税と所得税との間の役割分担というものがこれからは重要になってくるという考え方を持つております。

税制改正法案の具体的な話に関連いたしましては十四ページに述べておりますけれども、所得控除から給付へという形で、この税制改正、特に所得控除の見直しというものが図られた点に関しましては、私は望ましい方向だというふうに思っております。

確かに、子ども手当といふものは子育てにほしい
ての社会的な支援という観点もございますが、も
う少し税制と関連したところで、所得再分配効果
がどうなっているかということで私が研究してい
るものの一端を御紹介させていただきたいと存じ
ます。

十五ページですけれども、私の転記ミスで、一
枚紙の訂正のものを御用意させていただいており
ます。左上に「訂正」と書いてある方が正しいもの
でございます。これで、皆様御承知のように、年
少扶養控除を廃止し、特定扶養控除の十八歳以下
の部分についての上乗せを廃止するということと
ともに、子ども手当を支給するということの効果

所得階層を一〇%ずつ区切りまして、下から一〇%、その次の一〇%ということで十分位の階級になっております。一が一番低い所得で十が一番高い所得層ということなります。

右下の所得純増額ということで、子ども手当の受け取りがふえる一方で控除が減って税負担が多くなるというものの差引きでどうなるかということで数字を見ますと、十分位、一番高い一〇%の所得層を除くと、子ども手当の支給によって可処分所得がふえるという経済効果、さらにその上に、基本的にはより低所得の方々の方がより多くの所得がふえるという意味で、格差是正の効果が働いているという計算結果になつております。

そういう意味では、子ども手当は、もちろん子育て支援という意味のところが重要な一つのポイ

ントではありますけれども、また別の側面で、所得再分配効果もより発揮されているという経済効果が期待できるということが予想されております。

さらにもう一つは、社会保険料負担が実は逆進的であると。この十五ページの右上の社会保険料負担のところをごらんいただきますと、低所得層の方ほど負担率が高いという意味で逆進的になっております。

そういう意味では、今後さらに、子ども手当という形ではないかもしれませんけれども、例えば給付つき税額控除など、逆進性緩和、所得再分配効果をより発揮させるという観点からすれば、給付つき税額控除というのも一つの重要な選択肢なのだろうというふうに思います。

最後に一言だけ、租税特別措置透明化に関連して申し上げさせていただきたいと思いますが、透明化ということは非常に重要で、これは私としても強く賛同できるところであります。ただ、今後の課題といたしましては、単に租税特別措置法に書かれているものだけが対象になるということなのではなくて、本則の税法、それからさまざまなものではなくして、政策的な配慮、つまり税を通じた政策の効果を發揮させるのがよいか、ほかの方法がよいかという比較考量などの観点も交えながら、もう一段さらには整理なさるといいのではないかというふうに思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

(拍手)

○玄葉委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○玄葉委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。網屋信介君。

本日は、お忙しい中、各先生方には快く参考人の意見陳述に応じていただき、本当にありがとうございました。

ござります。心から感謝申し上げます。

今、この財務金融委員会では、今回の租税特別措置法それからその他の税法関連の討議をずっと続けてきてまいりておるわけですが、私としましては、そもそも論のところで少し、皆様が今までいろいろ御研究をなさったベースで御意見をお伺いしたいと思っております。

まず、森信先生にちょっとお伺いしたいのでございます。

きょうのお話で、税制改革についてということでお話をいただいたわけでござりますが、今回の所得税法の改正と、それから子ども手当等々の、いわゆる先生がおっしゃっている所得控除から給付へという形の典型的な形でつくつておるわけでございますが、十二月ですか、ちょっと前に先生が「時評」という本にお書きになつた内容で、「最新の経済学では「不公平を是正することは、長期的には経済成長にプラスの効果をもたらす。一方高い累進税率は、経済にゆがみ・非効率をもたらす。そこで、納税者が均等に受益するような再分配政策とセットで税率引き下げが行われるならトレードオフは解消される」というお話をここに書かれていらっしゃいます。

よく使われる再分配の係数でジニ係数というのがござりますけれども、ジニ係数と成長率といいますかの関連、つまり再分配を進めることによつて経済は成長するのかそうでないのかということについて、ひとつ御意見をお伺いしたいなど。その結果として、今回の所得税法の改正をどう評価するのか。これが一番。

二番目が、全くこれとはずれるんですが、最初に、消費税が3%から5%に上がつた、たしか橋本内閣のころだったですかに直間税率の見直しといふ言葉が実は当時ございまして、消費税を上げるかわりに所得税を下げますよと。国民が知らなかつたという状況なのでござりますが、この直間税率の考え方について、もし御意見があればお伺いしたいなと思っております。よろしくお願ひ

いたします。

○森信参考人 それでは、私の意見を申し述べさせていただきたいと思います。

最初の御質問でありました、ジニ係数と経済成長の関係ということでございます。

あの小論に書きました趣旨はこういうことでござります。OECDの三十カ国の過去十年間のいろいろな統計をプロットいたしまして、統計的にどういうことが言えるかということをいろいろ見たものでございます。

その結果わかつてきることは、一つ、まず政府の規模、あるいは社会保障の規模と経済成長というものはそれほど関係がない。かつて、小さければ小さいほど効率がいいというふうな形のことがよく言われましたが、私が統計を見る限りは、社会保障の規模あるいは政府の規模が大きても成長している国もあれば、逆に小さくてもだめになつてている国もあるということが第一点でございます。

それから第二点は、社会保障を充実している国ほどジニ係数が低いということをございます。これは考えてみれば当たり前で、より多くの再分配機能効果を発揮しているということだと思います。

三番目が、今先生がお尋ねになつたところだと思つんですが、ジニ係数が低い、つまり平等度が高い国ほど中長期的に見れば経済成長をしていきます。これは有名なオズバーゲという教授の研究成果でもあるんですが、それもOECDの統計から見てとれるわけです。

問題は、そういう三つの事実をどう組み合せていくか、あるいはどういう因果関係にあるかというところが実は難しいところでございまして、そういったところが必ずしも、統計だけですから因果関係がわからないんですね。

ただ、私が考えましたストーリーとしましては、やはり所得再分配機能を高めて、より平等度の高い社会をつくれば、その結果、これはオズバーゲの論文の趣旨なんですが、特に教育に効果

卷之三

卷之三

○森信参考人 それでは、私の意見を申し述べさせ
て下さい。

（新規参入者）それで私は私の意見を申し述べさせていただきたいと思います。

長の関係ということです。さります。
あの小論に書きました趣旨はこういうことです。

ざいます。OECDの三十カ国の過去十年間のいろいろな統計をプロットしたまゝで、統計的こ

ハレバハ絶語をハレバハシカシミリハ 絶語白い
どういうことが言えるかということをいろいろ見
ニハハハハハハハ

たものでござります。
その結果わかつてきたことは、一つ、まず政府

の規模、あるいは社会保障の規模と経済成長といふものはそれほど関係がない。かつて、小さけれ

ば小さいほど効率がいいというふうな形のことが
よく言つてしまつて、ムダ統計を見ら限りは、土

よく言われましたが、私が絶説を見る限りは、社会保障の規模あるいは政府の規模が大きくても成

長している国もあれば、逆に小さくてもだめになっている国もあるといふことが第一点でござい

それから第二点は、社会保険を充実して、ある国

ほどジニ係数が低いということです」といいます。これは等二項式の二項式、二項式の等式です。

われは考えてみれば、より前より多くの再分配機能効果を發揮しているということだと思いま

す。
三番目が、今先生がお尋ねになつたところだと

思うんですが、ジニ係数が低い、つまり平等度が高い、国ほど中長期的に見れば経済成長をしてい

高い目標で、長期的に見れば経済成長をしていく。これは有名なオズバーグという教授の研究成果

果でもあるんですか、それもOECDの統計から見てとれるわけです。

問題は、そういう三つの事実をどう組み合わせていくか、あるいはどういう因果関係にあるか

というところが実は難しいところでございまして、そういうところに二二二の部分で一九、流十^{ミナガ}二十

で、そういうところが必ずしも、絶対だけでは
から因果関係がわからないんですね。

ただ、私が考えましたストーリーとしましては、やはり所得再分配機能を高めて、より平等度

の高い社会をつくれば、その結果、これはオズバーグの論文の趣旨なんですが、特に教育に効果

があつて、教育の水準が底上げされて、皆さんがより競争をしていくことによつて経済成長が促進されいくのではないか。したがつて、社会保障あるいは教育を充実させることによつて経済成長が結果的には上がつていく、こういう姿が描かれて、その典型が北欧諸国だというふうに私は思つております。

それで、私は勝手にこういう姿を、弱肉強食社会ではなくて切磋琢磨する社会、こういった方向で少し社会保障の規模を大きくして、あるいは教育の規模、政府の規模を少し大きくすることによう、結果的には経済成長が高まつていくといふ、これまでどちらと違つて見えてくれるのではないかというふうに思つて書いたものでございます。

それから第二点でございますが、直間比率の見直しといいますのは、私も経験がありますが、結局、当時の抜本的税制改革、昭和六十二年、六十三年あるいはその後の平成七年のいわゆる税制改革で消費税を導入し、5%に引き上げてきたわけですが、その当時の状況は、やはり所得税の持ついろいろな弊害が出てきていたということですね。やはり、特に中堅所得者層に非常に重たい負担になつて、その結果、勤労意欲というんでしようか、そういうものが損なわれるというふうな状況が一方につけて、他方で社会保障のために安定的な財源を確保する必要がある、余り景気に左右されないような税体系を構築する必要があるといつたようなことが両方あつて、それではこの比重を変えていかないじやないかと。そのときの心は、要するに、税収は基本的に同じということなんですね。だから、六対四か七対三かといろあります、結果的にはトータルの税収は、最初の抜本的改革なんかはネット減税、二番目も、特別減税を入れますとネットで減税になつておりますが、そういうことで、とにかく税収に重点を置いた改革ではないということなんですね。

ところが、今日では、先ほどから土居参考人の意見にもありましたように、やはり税収そのものが問題になつてきているということは言われるので、今余り直間比率の問題ということは言われなくて、むしろ足りない税収は主として消費税で引き上げていくのがやむを得ない一つの選択肢じゃないかというふうに私は考えておりまして、どうぞ、今後、余り直間比率という考え方は出てこないのではなかつて、むしろ足りない税収は主として消費税で引き上げていくのがやむを得ない一つの選択肢じゃないかというふうに私は考えておりまして、どうぞ、

○網屋委員 ありがとうございます。
続きまして、水野先生にお伺いしたいことがあります。

先ほど法人税の話に少し触れられたと思いますが、国会の中でも法人税についていろいろな議論がござります。特に、二〇〇二年から二〇〇六年ほどのいわゆる経済成長の中で、特に大企業を中心として、非常に法人の所得は上がつただけれども、なかなか勤労者への配分が行われなかつた。実際にには、配当ですとか取締役の所得は四〇パー近く上がつたにもかかわらず、そこに働いている勤労者の皆さんのが平均所得といふのは、六%ぐらい平均で上がつていますけれども、場合によると下がつて、そこまであるというような状況で、いろいろな弊害が出でてきていたということです。

現実に、単純によその国と比較するわけにもいきませんけれども、税収、いわゆる財源機能としての法人税は、他の先進諸国では付加価値税にかかりつありますし、またあるいは、アメリカ合衆国のように、連邦国家として消費税を持つない国でも法人税の負担は少なくなる、そのかわり、個人所得税の占める割合が非常に高くなつております。

先ほど従業員の給与のお話を出ましたけれども、こちらも今度は、法人税の負担に依存できないので所得税に、こういうふうに当然単純にはまいりませんので、こちらの方は今度は、先ほどもお話を出ておりましたが、扶養控除等の所得控除をどういうふうに整理合理化するか、場合によつて、直接的な給付の形によつて賄うかわりに所得税の占める役割を変えていく、こういうことはあり得るかなと思つております。

それからもう一つ、租特のこととござります。先ほど

士居先生からもちょっとありました、租特法の透明性、これは皆さん意見が一致するところではございますが、私は正直言ひますと、租特法そのものの存在価値といいますか、租特法というよりは、一つ一つの項目について本来の本則の中でもあります。それが、どれが租税特別措置でそれがそうですね。

我が国では租税特別措置ということで一つの法律になつておりますが、厳密に理論的に申し上げれば、租税特別措置法に入つてゐる中でも特に国際課税にかかるもの、移転価格税制あるいは過少資本税制その他ございますが、これは租税特別措置といつても、性格的には国際課税の基本をなしてゐるもので、先ほど土居先生の表にありました、必ずしも租税特別措置が、それがそのまま特別措置であるかどうかはまた別な話で、逆に本法はどうなつてゐるかといいますと、所得税法に、今回変わりました生命保険料控除、ずっとございましたが、これはいわゆる一種の金融商品であり租税特別措置ではないか、こういうような考え方が出でております。

そこで、ではどうするかといいますと、租税透明化法案ということことでこれを制度として定着させることを考えますと、私としましては、租税特別措置法といつもののが現在もつ長いこと続いてきておりますので、これをもとにして集計するというのがやはり適当ではないかなと。一番簡単なのは、租税特別措置法に入つてゐるからこれは特別措置であると。

非常に無責任ではありますけれども、現実に運用していくことを考えてみますと、租特の中にも

そうでないものがあつて、所得税や法人税法の中にも特別措置がある、これをやりますと、毎年点検し直しというようなことにもなりますので、こ

の法案が成立した場合には、当面は、これは租税特別措置法を対象にしたものである、数年経験を積んだところでもう一度議論をするというのがよろしいのではないかと思つております。

○水野参考人 私の感じているところを述べさせていただきます。私は専門は法律学でございますので、かなり主観的なものになるかと思いますが。

法人税というものは、経済の影響を受けていろいろ変遷を重ねてきて、ただ言えることは、今、この二十年ばかりはどんどんどんどん下がりつつあるということですが、やはりこれは経済情勢との見合いですけれども、それから他の財源を見つけることができるか、具体的には消費税の方になりますが、そういうものが整つた場合にはこれを下げるということもあり得るかなと私は思つております。

現実に、単純によその国と比較するわけにもいきませんけれども、税収、いわゆる財源機能としての法人税は、他の先進諸国では付加価値税にかかりつありますし、またあるいは、アメリカ合衆国のように、連邦国家として消費税を持つない国でも法人税の負担は少なくなる、そのかわり、個人所得税の占める割合が非常に高くなつております。

先ほど従業員の給与のお話を出ましたけれども、こちらも今度は、法人税の負担に依存できないので所得税に、こういうふうに当然単純にはまいりませんので、こちらの方は今度は、先ほどもお話を出ておりましたが、扶養控除等の所得控除をどういうふうに整理合理化するか、場合によつて、直接的な給付の形によつて賄うかわりに所得税の占める役割を変えていく、こういうことはあり得るかなと思つております。

それからもう一つ、租特のこととござります。先ほど士居先生からもちょっとありました、租特法の透明性、これは皆さん意見が一致するところではございますが、私は正直言ひますと、租特法そのものの存在価値といいますか、租特法というよりは、一つ一つの項目について本来の本則の中でもあります。それが、どれが租税特別措置でそれがそうですね。

失礼いたしました。

〔委員長退席、中塚委員長代理着席〕

思つております。一つは、格付会社が日本の国債に對して格付を下げるような動きが出始めているということ。あるいは、国債の元本や利払いが滞ったときの損失を保証するクレジット・デアブルト・スワップの保証率が上がつてきているといふようなことは、私は、やはり市場のメッセージージとして政策担当者というのは敏感に受けとめなければならぬ、こういうふうに思つております。

だけの数値ではなくて、もう少し長い、中期的な、短期、中期あるいは中長期といつたふうにいろいろ分けて数値目標をつくっていくということが重要ではないかというふうに考えております。
以上です。

○水野参考人 私の個人的な意見を述べさせていただきます。

ただいま申しますと、幾つか手段があると由

効果なのかどうかということは、十年たつた後話ですので、これはなかなか判断は難しいと申ますが、我が国で考えるに当たつても、どれが本当に効果があるものなのかどうか、これは非常に難しい問題ですので、十分に議論して決定していただきたいと思っております。

ありがとうございました。

そういう意味においては、そういう誤ったメッセージを流さないということ、それから一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れをきちんとするということも含めて、我が国の六十年代償還ルールを最低限でも守るということはぜひともお願いしたいということになります。

そこで、政府も五月から六月には中期財政フレーム、また財政運営戦略をつくるというふうにおっしゃっているんですけども、これがどのようなのをつくるかというのが私は非常に重要なところです。市場の信認を得るために、やはり明確な数値目標が盛り込まれた財政健全化策のシナリオをつくる必要がせひともあるというふうに思っておりますが、この件につきまして、それぞれ御意見を伺いたいと存じます。

現政財界の日本は、米国を三段階に分けています。第一段階は、現在三十五兆円の歳入、これではどうしようもありませんが、ますか、あるいは限られているといいますか、いので、といって、他方で経済全般の情勢がござりますので、新しい税目を今、具体的には消費税率の方でカバーする、これもなかなか決断の要るところでございます。

ただ、国債依存というのも、これはいつまでもというわけにもまいりませんので、既に政治の世界でも議論されておられるということですけれども、税制の抜本的な改革、こういうものも必要になつてこようかと思います。

私も、財政健全化の重要性については、先ほ
申し上げさせていただきまして、かつ私の参考
料にも述べさせていただいたように、何らかの
政健全化の具体的な目標となる数値ないし指標
示すということが重要だと思います。さらに、
信参考人もおっしゃったように、短期、それか
中長期というタイムスパンでの目標設定とい
うも効果的だらう、というふうに思います。
これに加えまして、私が一つここで申し上げ
せていただきたいことは、若干そういう議論が
やるやく聞いておるものですから懸念していると

どと資財を森らのきたいと思つています。大臣は、禁じ手だとは肯定されなかつたんですね。だから、ちよつと私も不安なところがあるんだけれども、それは今後よく我々も監視をしていきたいと思つています。

ところで、きょうの土居先生の資料の四ページ、財務省の二十二年度予算の後年度影響試算を抜き出していただきましたけれども、私もこれを見まして、やはり今の国債のストック増が利払い

私も基本的には先生と考え方は全く同じでござ
います。

もう一つの手段は、例えば、思い切って経済を回復するために法人税率から下げてみて、それで

私も、財政健全化の重要性については、先ほ
申し上げさせていただきまして、かつ私の参考
料にも述べさせていただいたように、何らかの
政健全化の具体的な目標となる数値ないし指標
示すということが重要だと思います。さらに、
参考人もおっしゃったように、短期、それから
中長期というタイムスパンでの目標設定という
も効果的だろうというふうに思います。
これに加えまして、私が一つここで申し上げ
せていただきたいことは、若干そういう議論が
やるやに聞いておるものですから懸念していると
ころは、特別会計のいわゆる霞が関埋蔵金、こわ
ついての議論の中、国債整理基金特別会計

（右折）
とは、実は午前中の質疑の中で、ほかの委員と菅大臣とのやりとりがありまして、禁じ手じゃないですかということで大臣に指摘をされたところ、大臣は、禁じ手だとは肯定されなかつたんですね。だから、ちよつと私も不安なところがあるんだけれども、それは今後よく我々も監視をしていくたいと思っています。

ところで、きょうの土居先生の資料の四ページ、財務省の二十二年度予算の後年度影響試算を抜き出していただきましたけれども、私もこれを見まして、やはり今の国債のストック増が利払いに与える影響というのは本当に大きいな、こういふふうに思いました。

私が特に強調したいのは、財政赤字というようなものはマーケットの中はどういうふうに評価されるかという点が重要でございまして、例えば、今既に日本の国債の発行が、国と地方を合わせた

回復してきたら、それによつて税収が上がるのでは
だんだんバランスがとれてくる、こういうような題し
御意見もありました、ラッファー・カーブと題し
て。

私も、財政健全化の重要性については、先ほど申し上げさせていただきまして、かつ私の参考料にも述べさせていたいたたのように、何らかの政健全化の具体的な目標となる数値なし指標示すということが重要だと思います。さらに信参考人もおっしゃったように、短期、それから中長期というタイムスパンでの目標設定というのも効果的だろうというふうに思います。

これに加えまして、私が一つここで申し上げていただきたいことは、若干そういう議論がなされるやに聞いておるものですから懸念しているところは、特別会計のいわゆる霞が関埋蔵金、これについての議論の中、国債整理基金特別会計の立金について、これを取り崩してはどうかといふような議論があるやに聞いております。これは者が言つているというようなこともあるんですねけれども、私は、そこにタッチをすることは非常

債務の残高が例えば千兆を超えるれば、日本は大きな一つの分水嶺を越えるんじやないかというふう

ただ、非常によくわからないところ、例えばアメリカ合衆国が双子の赤字を掲げていて、レー・ガ

私も、財政健全化の重要性については、先ほど申し上げさせていただきまして、かつ私の参考料にも述べさせていただいたように、何らかの政財健全化の具体的な目標となる数値ないし指標示すということが重要だと思います。さらに、信参考人もおっしゃったように、短期、それから中長期というタイムスパンでの目標設定という効果的だろうというふうに思います。

これに加えまして、私が一つここで申し上げさせていただきたいことは、若干そういう議論があるやに聞いておるものですから懸念しているところは、特別会計のいわゆる霞が関埋蔵金、これについての議論の中でも、国債整理基金特別会計の立金について、これを取り崩してはどうかといふような議論があるやに聞いております。これは者が言つてゐるといふようなこともあるんですねども、私は、そこにタッチをすることは非常危險である、財政規律を損なわせる可能性があるという意味で、大変強く懸念をしております。

と、実は午前中の質疑の中で、ほかの委員と菅大臣とのやりとりがありまして、禁じ手じゃないですかということでお大臣に指摘をされたところ、大臣は、禁じ手だとは肯定されなかつたんですね。だから、ちょっと私も不安なところがあるんだけれども、それは今後よく我々も監視をしていただきたいと思っています。

ところで、きょうの土居先生の資料の四ページ、財務省の二十二年度予算の後年度影響試算を抜き出していただきましたけれども、私もこれを見まして、やはり今の国債のストック増が利払いに与える影響というのは本当に大きいな、こういうふうに思いました。

ただ、これは財務省が伝統的に、経済成長率に対する税収の伸びを弹性率一一しか見ていませんので、もう少し入つてもいいんじゃないかといふ思いは多少あるんです。落ち込むときは激しいんだけれども、復活するときは小さいというので、かたく見過ぎてているんじゃないかという嫌い

なことが言われたりしておりますて、つまり、政府といふものは、そんなマーケットに人質にとらわれるような財政政策をすべきではないというふうに考えております。

そのためには、やはり、きちっとした数値目標を設定して、そのもとでこういうふうな財政運営をするんだということを明確に示して、マーケットのそういう材料にする。あるいは漠然とした中でマーケットのえききになるような財政政策をとるべきではないというふうに考えております。

その目標については、やはり当然数値がなければ目標とは言えないと思いますし、ただ、短期間

大統領になりまして、一九八一年に大幅な投資減税を行つた。その当時は、これが翌年以降非常に赤字が拡大してしまって、これでは大変だというので、結局一九八四年から六年にかけて税制改正を行つて、前よりも税率は単純化されましたけれども、課税の対象は広げるというようなことが行われました。

それが今度、クリントン大統領の時代になつたところが、今まであつた、あれだけ十年近くアメリカが困つていた財政赤字が、すつと戻つてしまつた。

さて、これが一九八一年のレーガン税制改革の

特に、六十年償還ルールという、我が国がこれまで伝統的に守ってきた国債償還ルールをないがしろにしてしまう可能性が出て、確かに、そこにたまり金がある、これは即ち今すぐ要らないんだから使つてしまえばいいじゃないかという向きもありますけれども、それらの積立金とはわけが違つて、これは六十年償還ルールを担保するためのものである。もしこれなくしてしまってことになりますと、我が國は六十年償還ルールというのをやめるということなのかといふ悪いメッセージを国債市場に投げかけるおそれがあるというふうに思います。

つ
る
に
や
を
と
國
か
れ
る
るところでござります。

ただ、これは「経済成長率が上がれば金利も上昇」と先生は書いていただいているんですけどね。でも、もととひどいのは、経済成長率は上がらないのに悪い金利だけ上昇してしまうという最悪の事態も考えられますので、そういうことにならないよう、やはり財政の健全化というのを真剣に考えなければいけない、こんなふうに思つてい

びと金利の伸びを比べますと、はるかに金利の伸びによる国債の増額の方が大きいということで、本当にこれは真剣に考えなきやいけないなど。

統いて、税制の方に移らせていただきますが、同じく三先生にそれぞれお聞きしたいと思うんです。

述の中でもお触れいただきましたが、実は、前政権時代も、税制の抜本改革というのはやろうということで、閣議決定なりあるいは税法の附則なりに書いてございます。その大きな目的というのは、これから安心社会をつくるために社会保障を充実させなきゃいけない、それにはやはり財政が必要ですねということ。つまり、現在ある社会保障の制度でも自然増で費用がふえていきますから、社会保障を充実、安定させるための財源としては、やはり消費税を含む税制の抜本改革がどうしても必要だ、こういう判断に立っていたわけです。

もつとも、これを実際に実行するのは景気を回復させた後だと徹底した改革をやつた後だから、あるいは消費税を社会保障目的化するとか、いろいろな条件はつけていましたけれども、やはり実施するんだという意思是示しておりました。私は、新政権マニフェストで四年間消費税を上げないということを約束しているんだというふうに總理も重ねておっしゃっていますけれども、それでもてばそれにこしたことはないんですけども、少なくとも、消費税を含む税制抜本改革は早期に検討をしておく必要があるな、こんなふうに思つておりますし、この点につきましての御意見を承りたいと存じます。

○森信参考人 お答えいたします。

私の意見としましては、まさにできる限り早く議論を始めるべきだというふうに思つております。その場合、ではどういうふうになるのかというふうに申しますと、やはり今の税体系といいますのは、所得と消費と資産、これがうまくミックスされて現在動いているわけですが、ミックスされて、うまくかどうかわかりませんが、ミックスされて現在動いているわけですが、ミックスされ、それでの税制、税目について点検をしながら、その上でやはり大きな改革をしていく必要があろうかと思います。

そういう目で見ますと、所得税につきましては、いろいろ世代間の不公平をもたらしております。例えば年金税制の問題とか、それからサラリーマンに少し有利になつております給与所得控除の問題、そういう問題はやはり残つております。特に高所得サラリーマンに有利になつております給与所得控除の問題、そういう問題も点検しながらやっていくべきだと思いますし、また、資産課税につきましては、今の格差社会、これが世代を超えて伝播しないように、相続税につきましても非常に課税ペースが小さくなつておりますから、そこをもう一度議論し直していく必要があろうかと思います。消費課税の議論を進めていくべきだと思います。

何か我が国消費税の議論といいますのは、どうも高齢化の足りない費用を貯うためだけの観点がメインでございますが、世界的に見ますと、消費課税というのは、他の、特に所得税に比べまして経済効率という観点ではるかにメリットの大きい税制でございます。

例えば、我々が貯蓄しますと、税引き後から貯蓄した利子に對してもまた利子課税がなされる。あるいは、配当が法人段階で課税され、また個人段階でも課税される。しかし、消費税の体系では、そういうものには二重課税というような問題がないような形で税制を仕組むことができるということになつておりますし、設備投資に与える効果も、消費課税のものでは、即時に全額設備投資は損金に算入されるというようなこともあります。その場合、ではどういうふうなことになるのかといふうに申しますと、やはり今の税体系といふうに思っています。

以上です。

○水野参考人 どうもあります。

私が、また自分なりの考え方を述べさせていただきますけれども、先生おっしゃいますように、財政の健全化、これはどうしても避けては通れない問題であります。

題で、恐らく国民一般の中でも、税制についての何らかの大きな改革は必要だらうという意見を支持される方は多いと思います。

问题是、いつも議論になりますけれども、タイミングをどうするかということをございます。それはいつでも、その時期になつてすぐ実施できるわけではありませんので、助走期間といいますか、議論を重ねて原案のようなものをつくるということが必要になるわけですねけれども、これもなかなか、いわば特別の委員会をつくった途端にもう来年実施だとかいうわざになる可能性もありますし、なかなかか難しい問題ではあろうかと思いまますけれども、選択肢としましては、どうしても消費者税を充実させていかざるを得ないといふことがあります。

ただ、これまで外国の例ですが、ヨーロッパの

国々では非常に付加価値税の税率が高いですが、付加価値税の税率はもともと高かつたわけではなくて、付加価値税の税率を上げるために所得税の方を今度は少し下げるとか、そういうふうな工夫をしながら上げてきたわけです。

我が国で平成元年に消費税が実施されまして、そのときにもやはり抜本的改革ということが言われていたわけですが、その時点では、いわば利子所得の大きなものが非課税になつて、これを源泉課税にかえるというような試みを行いました。

ですから、今後、消費税について議論をしていただきたいと思いますが、当然のことですけれども、抜本的改革ということですから、それぞれの税目についても議論しなければいけないといふことがあります。

その中で、非常に関心がありますのは、消費税というと必ずひとことはインボイスの問題が出ます。その場合、それをどうするかということですから、それぞれの税目についても議論しなければいけないといふことがあります。

そこで、いわば食料品の非課税なりゼロ税率の問題、これをどうするかという話でありました。最近、給付つき税額控除の話の中で、実際にカナダ

が行つてることですけれども、食料品に使用する家庭の支払い額というのは大体それほど変わるものではありませんので、それに見合うだけの税額を今度は所得税の方から控除する、こういうような試みといいますか、こうすることを実施していける国もありますので、幅広に、いわばバランスをとるような形で消費税の議論も考えていただけたらと思っております。

失礼いたしました。

○土居参考人 御質問にお答えします。

私もお二人の先生方と同じように、できるだけ早期に議論を始めるべきだと思います。当然ながら、議論を始めることと直ちに増税することとはやはり消費税を充実させていかざるを得ないといふ意味では、どういう税制に将来この国の税制を導くのかという具体的なアイデアをいろいろと御議論いただき、かつ、それを、できればより細かいところまでも含めた形での具体策を、今すぐ増税するわけではないけれども、いずれその時期が来たならば直ちに実行できるような、いわゆるスタンバイをしておくというような形でアイデアを練つていただくということがよいのではないかと

いうふうに思つております。

ただ、私が思ひますのは、この日本の現状を見ますと、とても直ちに増税できるような状況ではないところまでも含めた形での具体策を、今すぐ増税するわけではないけれども、いずれその時期が来たならば直ちに実行できるような、いわゆるスタンバイをしておくというような形でアイデアを練つていただくということがよいのではないかと

いうふうに思ひます。

そこで、非常に関心がありますのは、消費税のことがよくなつていても、それなら、そのときにはどういう税制改革を実行するのかと

いうことについては、今からでも決して遅くはないので、御議論を深めていただくことが、やがて来るべきときの備えという意味では重要な

とりますと、今度は経済効率という別の租税原則が損なわれる。これが特にグローバルな経済の中で、人、物、金、日本の富裕層でも個人の所得を海外に移すということが実際行われているというふうに私は認識しておりますので、なかなかそういう垂直的公平性一本で税制を構築するということができない状況になってしまっているというふうに思います。

そういう意味において、私はうまく公平性と効率性のバランスをとった税制が必要じゃないかと、いうことで先ほど申し上げた次第でございますが、具体的にどういうことかというふうに申しますと、今起きてる格差、貧困、この問題のやはり主眼は、特に若者の低所得者層の所得が一番影響を受けているわけでございまして、そこに手厚く給付つき税額控除等で経済援助をしていく、あるいは児童手当、これは子ども手当というふうな形で設計されておりますが、児童税額控除とかそういう形で、子育て家庭に経済支援をしていくという形で手当てをしていく。

は、もう少しビルトインスタビライザの機能を

埋め込むような仕組みに転換していくことが必要なのでないかと、いうふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 大変参考になる御意見、ありがとうございました。

社会保障の役割というのも、今のお話との関連でいいますと、所得再分配機能の中で非常に大きな柱になるだろうと思うんです。ですから、税制だけではなく社会保障の分野をどうするのかというのも、やはり重要な柱に位置づける必要がある

というふうに思いました。

それから、もう一つは、例えば社会の格差ということを考えると、非正規雇用がこれだけ広がっている状況をどうするのか。これはやはり労働法制の問題にかかるものでありますて、必ずしも税財政だけにおさまらない、そういう分野も念頭に置いた対応というものが必要だらうというふうに感じております。

さて、そこで、先ほど少しお話ありましたが、森信先生の方から、公平と効率のバランスというお話をありました。

垂直的な所得の再分配、それだけを追い求めるところ、今度は、例えば国際的な課税の面でいいますと、企業に負担がかかり過ぎるのではないか、当然そういう論理になると思うんですね。そこで問題なのは、その論理が正しいかどうかというのは吟味が必要だと思いますが、それが前提としますと、国際的な課税のあり方というのがもう一つの分野として求められるんだろうと思います。

先ほどの水野先生のタックスヘイブンなどを始めとする税逃れの問題、これはこれとして、しっかりと税を把握する、課税するという動きはあると思います。ただ、それだけではなく、OECDなどでは、国際的な税引き下げ競争というものがよろしくないのだと。つまり、各国の財政、税制に空洞化をもたらすものである、したがつて、それを抑制するために、どのようにして国際的に、利益の上がつていてるところに課税を強めていくかということが議論になつていいんだらうと思ひ

ます。

リーマン・ショック以降の議論の中では、金融資本を中心として非常に莫大な金転がしが行われた、それが余りにも膨らみ過ぎてバブルがはじけて全世界が大変なショックを受けた、したがつて、その要因となるようなところに対しては、あらかじめ低い水準の課税なり、あるいは何らかの行き過ぎないようなコントロールが必要である、これは国際的な議論に今なつていてると思いま

す。

そういう点で、森信先生は、この国際的な課税

の今後の議論と、いうものの関連で、どのような御意見をお持ちか、お聞きをしたいと思っております。

○森信参考人 お答えします。

私は、先ほどの冒頭のプレゼンテーションでも申し上げたんです、タックスヘイブンに対しても資金が集まる、あるいは、タックスヘイブンまでいかなくとも、もう少し低税率国の方にお金、あるいは人間そのものが逃げていって、日本に一年の半分以下の居住という形で暮らすというふうなことも実際起きているわけでございます。

そういうたときには、今委員が御指摘のように、タックスヘイブン、世界的な税の引き下げ競争に對して、OECDがイニシアチブをとつてそういうことを抑制するようなプロジェクトをつくったことは非常に必要だと思いますし、現実に、これは法人税の世界が中心でしたが、ハームフル・タックス・コンペティション、有害な税の競争に對して、先進国共通で、そういうタックスヘイブンを名指してやつたこともあります。それから、最近では、まさに今おつしやいましたように、サミットでもG20でもそういうことが行われおりまして、そのときのかぎになるのは、私は情報交換だと思います。

やはり、課税当局者がそういう今まで銀行機密で守られていた国に対して情報交換協定を結ぶことによりまして、その情報が日本の課税当局に流れようになつてくる、そういうことが非常に不公平な税制につながつてくると思ひます。現

に、リーマン・ショック以降のいろいろな先進国

の努力にもよりまして、日本も最近、たしかスイスと情報交換協定を結んだり、ケイマンともう

税といいうのも、これもまだ不公平であるということで、大分前になると思いましたが、もう十年ぐらいい前になりましたでしょか、これを申告分離

が、タックスヘイブン国も、なかなかそういうたが、自分たちだけがいい形で、というふうにはならないような、先進国そのいう動きが起きてきてるというふうに思つておりますので、この動きをもつと進めていくことが必要じゃないかというふうに思つております。

以上です。

○佐々木(憲)委員 最後の質問をしたいと思いま

す。

証券優遇税制の是正の問題は、この委員会でも議論をしてまいりました。譲渡益課税あるいは配当課税が二〇%のところを半分の一〇%、こういう形になつてます。私は、当然これはもとに戻すべきだというふうに主張してまいりましたし、新しい政権になつて、当面は前の政権から維持されているものはあります、できるだけ早くこれを是正したい、そういう意向が示されております。

やはり、そういうことを一つ一つきちっとやつていく、それから、根本的には、やはり総合課税に累進課税ということが大事だと私は思つておりますが、いずれにしましても、現在の減税というのはちょっと行き過ぎた面があるのでないかと思つておりますので、そろそろ、私も先生が言われるように、せめて税率を二〇%に戻すべき、これをしたから急にまた株が暴落するというものではないのではないかと思つております。

個人的意見ですが、失礼いたしました。

○土居参考人 御質問、ありがとうございます。

私も、基本的には、金融所得一体課税という意味では、税率をそろえていくという意味で、軽減税率という形で軽い税率になつているものを改めていくということは重要なことだと思います。

税率を上げると、とかく、課税後の収益が下がるということと、株式等への投資が鈍るのではない

かというような懸念が示されるんですが、私は、必ずしもそれはかりではないと。むしろ、税率が上がるなどを通じて、損益通算制度を使えばリスクが軽減するというメリットがあつて、そのリスクが軽減するということを通じて、そういうローリスクな資産、税引き後ですけれども、税引き

その後、ローリスクになつた金融資産に対して投資が行われる可能性というのも決して無視できないと

いうふうに思ひます。もちろん、言うまでもな

は申告分離課税という二つの方式、それによつて

課税されることになつたわけですが、源泉分離課税といいうのも、これもまだ不公平であるというこ

とで、大分前になると思いましたが、もう十年ぐらいい前になりましたでしょか、これを申告分離

に一本化するという話にまとまりまして、法律もそのようになつていたわけですが、今度は、株を取得したときの原価がなかなかわからぬとか、いろいろな不公平が出てまいりまして、結局、申告分離の形にはなつてゐるけれども、特定口座を開いておけば、そこで証券業者の方で源泉分を徴収します。

この状態と、税率が一〇%に引き下げられているという状態が続いておりますので、総合課税まではまだほど遠いということですが、せめて利子並み課税と言つておりますけれども、大体金融商品は二〇%で課税するという方向へ收れんとしております。申告分離に一本化されてから大分になりますので、そろそろ、私も先生が言われるよ

うに、せめて税率を二〇%に戻すべき、これをしたから急にまた株が暴落するというものではないのではないかと思つております。

個人的意見ですが、失礼いたしました。

○水野参考人 どうも御質問ありがとうございます。

私も基本的に先生の御意見と同じでございまして、そもそもかつては、株、有価証券の取引についてはなかなか所得税がかけられないという捕捉の問題、それから証券市場を育成しなければいけないということで非課税になつていてたわけです。

その分、有価証券取引税という形で対応していなかったのですが、これも、税制の抜本的な改革、消費税の議論の中で、基本的に源泉分離課税あるい